

懲戒処分等の標準処分例新旧対照表（R6年度改正）

改正前	改正後
<p>2 児童生徒に対する非違行為</p> <p>(1) 児童生徒に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント行為等</p> <p>ア 児童生徒に対し、わいせつ行為をした職員 免職</p> <p>イ 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした職員 停職、減給又は戒告</p> <p>ウ 児童生徒に対し、特に悪質なわいせつな言辞等の性的な言動をした職員 免職</p>	<p>2 児童生徒等に対する非違行為</p> <p>(1) 児童生徒性暴力等</p> <p>ア 児童生徒等に性交等をした職員又はさせた職員 免職</p> <p>イ 児童生徒等にわいせつな行為をした職員又はさせた職員（アに掲げるものを除く） 免職</p> <p>ウ 児童生徒等に刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為をした職員（ア及びイに掲げるものを除く） 免職</p> <p>エ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れ、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせる行為をした職員（アからウに掲げるものを除く） 免職</p> <p>オ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置し、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせる行為をした職員（アからウに掲げるものを除く） 免職</p> <p>カ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをした職員（アからオに掲げるものを除く） 免職、停職又は減給</p> <p>※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。</p>

改正前	改正後
<p>5 <u>公務外に関する非違行為</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) わいせつ行為等</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員 免職又は停職</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>※ 「その他のわいせつ行為等」とは、<u>ア及びイ</u>以外の「刑法」、「軽犯罪法」、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」等に違反するわいせつ行為等をいう。</p>	<p>※ <u>児童生徒性暴力等の判断については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</u></p> <p>※ <u>カについては、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らずSNSや電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。</u></p> <p>5 <u>その他の非違行為</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) わいせつ行為等</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ [略]</u></p> <p>※ 「その他のわいせつ行為等」とは、ア以外の「刑法」、「軽犯罪法」、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」等に違反するわいせつ行為等をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	